様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月7日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	◯知事　　◉市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	豊島区
4. 届出番号	18
5. 独自利用事務の事例番号	116-2-1(2)
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.toshima.lg.jp/002/tetsuzuki/mynumber/1704100903.html

執行機関名　豊島区長

知事等(教育委員会)が行う幼稚園就園奨励費の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	特定教育・保育施設の特定負担額の補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	94	
③番号法別表第2の項	116	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		豊島区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年条例第47号)別表第1　第20の項 特定教育・保育施設の特定負担額の補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	子ども・子育て支援法(平成二十四年八月二十二日法律第六十五号)第1条	豊島区特定教育・保育施設の特定負担額に伴う負担軽減補助事業実施要綱(平成27年9月4日子ども家庭部長決定)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条　この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条　この要綱は、「子ども・子育て支援法」(以下「法」という)に定める特定教育・保育施設(以下「施設」という)に就園する幼児(以下「園児」という。)のうち教育標準時間認定及び満3歳児以上の保育認定を受けた幼児の保護者が負担する特定負担額に対して、保護者に補助金を交付することにより、入園時の負担を軽減し、もって幼児教育の振興と充実を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		豊島区特定教育・保育施設の特定負担額に伴う負担軽減補助事業実施要綱